



# 令和4年度放課後児童クラブ 加入申込みのお知らせ

申込受付期間：令和4年1月17日(月)～令和4年2月10日(木)

小学校下校後、就労等により保護者が家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供します。

【加入対象児童】 小学1年生から6年生

【申込書配布場所及び提出先】

各幼稚園または結婚・子育て応援課

※現在、加入中のお子さんについては、各児童クラブから申込用紙をお渡しします。

◎詳しくは町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ> 奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課 有線:20-4271 電話:52-2206

## 病児保育施設「ほっとすてい」

# 令和4年度 登録申込みのお知らせ

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあって安静にする必要があることなどから幼稚園や小学校に通うことができず、保護者が仕事等のため家庭で保育ができない場合に利用できます。病児保育施設を利用するには、毎年度登録申込みが必要です。

※利用時間・料金等は町のホームページを確認していただくか、結婚・子育て応援課へお問い合わせ下さい。

登録対象年齢: 生後1年～小学校6年生まで ※令和4年度から「小学校6年生」までの利用が可能となります。

申込受付期間: 1月17日(月)～ 随時受付

申請書等設置場所: ほっとすてい、各幼稚園、仁多庁舎 町民課、

横田庁舎 結婚・子育て応援課

申請書等提出先: 各幼稚園、各小学校、仁多庁舎 町民課、

横田庁舎 結婚・子育て応援課



【お問い合わせ】 奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課  
有線:20-4272 電話:52-2206

所得税(住民税)の確定申告が必要な方へ

## 「障害者控除認定書」「おむつ代医療費控除証明書」を発行します。

### ① 障害者控除認定書

◇申請に必要なもの

- 手続きに来られる方の本人確認書類
- 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
- 印鑑
- 医師意見書(介護保険の認定を受けていない方のみ)

### ② おむつ代医療費控除証明書

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。

◇申請に必要なもの

- 該当の方の介護保険被保険者証(写しでも可)
- 印鑑

※初めて控除を受けられる方や介護保険の認定を受けていない方は医療機関へご相談ください。

### ③ 申請場所・期間

仁多庁舎健康福祉課又は横田庁舎税務課 令和4年3月15日(火)まで

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線:31-5122 電話:54-2511



# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして子ども1人当たり10万円の給付を行うこととなりました。

## 1. 対象児童

- 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- 高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)
- 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

## 2. 支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人に支給されます。ただし、支給対象となる保護者の所得が、児童手当制度上の所得制限限度額以上となる場合(児童1人当たり月額5千円の特別給付該当者である場合は、本給付金の支給対象とはなりません)。

## 3. 支給額

対象児童1人につき10万円

## 4. 支給時期

令和3年9月分の児童手当を奥出雲町で受給している方には、令和3年12月27日に支給をしています。申請をされる方への支給は、令和4年1月下旬以降順次行います。入金が確認できなかった場合は、お問い合わせください。

## 5. 支給方法

支給申請を行った保護者 ※申請書で指定した口座に振り込みます。

## 6. 申請が必要な方

- 高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の保護者
- 令和3年9月30日時点での保護者の住所地に申請
- ※中学生以下の弟妹がいる高校生等は、令和3年12月27日に支給しています。
- 所属庁から児童手当を受給している公務員
- 令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童(新生児)の保護者

## 7. 申請期限

令和4年2月末まで(令和4年3月生まれの新児については、出生日から15日以内に申請してください)

※申請書は、町ホームページからダウンロードができます。

※今回の給付金は、可能な限り迅速に支給するため、

・中学生以下は、令和3年9月分の児童手当受給者(8月31日時点で子どもを養育している方)

・高校生等は、令和3年9月30日時点で子どもを養育している方

を基準として支給しており、離婚等により、この基準の前で養育者が異なる場合、子どもたちにとって望ましい使途についてよく話し合っていたり、だくなど、子どもたちのためにご活用いただけるよう受給者の皆様にはご協力をお願いします。

## 【お問い合わせ・提出先】

奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課  
有線:20-4271 電話:52-2206



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

この給付金を受給するためには、手続きが必要です。(詳細は町のホームページ等でお知らせするほか、電話でお問い合わせください。)

## 1. 支給対象となる世帯

- いづれかにあてはまる世帯(1) 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- 住民税が課税されている方の扶養親族のみ(世帯ではないこと)
- 令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

## 2. 支給額

1世帯あたり10万円

## 3. 申請方法

① 住民税非課税世帯 対象となる世帯には、「確認書」を1月下旬に送付しますので、内容を確認のうえ返信してください。

② 家計急変世帯 申請時点で住民登録のある市区町村へ「申請書」の提出が必要となります。確定申告書、源泉徴収票等の他、収入が分かる書類を添付していただきます。

## 4. 支給時期

令和4年2月中旬から順次開始します。

## 5. 申請期限

令和4年9月末まで

## 【お問い合わせ・提出先】

奥出雲町福祉事務所  
有線:31-5373, または31-5374  
電話:54-2541